

受付相談窓口一覧

市町村	住所	電話番号
鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	0857-24-3180
国府町総合福祉センター	鳥取市国府町糸谷15-1	0857-22-1880
福部町総合福祉センター	鳥取市福部町海士1013-1	0857-75-2337
河原町総合福祉センター	鳥取市河原町渡一木277-1	0858-76-3125
用瀬町総合福祉センター	鳥取市用瀬町別府96-2	0858-87-2302
佐治町総合福祉センター	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	0858-89-1022
気高町総合福祉センター	鳥取市気高町浜村8-8	0857-82-2727
鹿野町総合福祉センター	鳥取市鹿野町今市651-1	0857-84-3113
青谷町総合福祉センター	鳥取市青谷町露谷53-5	0857-85-0220
岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町浦富645	0857-72-2500
八頭町社会福祉協議会 相談支援センターほっと	八頭郡八頭町宮谷254-1 郡家老人福祉センター内	0858-71-0100
若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町若桜1247-1 地域福祉センター内	0858-82-0254
智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町智頭1875 保健・医療・福祉総合センター内	0858-75-2326
倉吉市社会福祉協議会 あんしん相談支援センター	倉吉市福吉町1400 倉吉福祉センター内	0858-24-6265
湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	0858-34-6002
暮らしサポートセンターゆりはま	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584	0858-35-2351
三朝町社会福祉協議会	東伯郡三朝町横手50-4 福祉センター内	0858-43-3388
北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2 社会福祉センター内	0858-37-4522
琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町浦安123-1 琴浦町複合交流施設	0858-52-3600
米子市社会福祉協議会 よなご暮らしサポートセンター	米子市錦町1丁目139-3 福祉保健総合センター内	0859-35-3570
境港市社会福祉協議会	境港市竹内町40	0859-45-6116
南部町社会福祉協議会	西伯郡南部町法勝寺331-1 総合福祉センター内	0859-66-2900
会見支所	西伯郡南部町浅井938	0859-64-3515
伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1010 保健福祉センター内	0859-68-4635
日吉津村社会福祉協議会	西伯郡日吉津村日吉津973-9 社会福祉センター内	0859-27-5351
大山町社会福祉協議会 大山支所	西伯郡大山町末長503 保健福祉センターだいせん内	0859-39-5018
中山支所	西伯郡大山町赤坂764	0858-49-3000
名和支所	西伯郡大山町御来屋467	0859-54-2200
日南町社会福祉協議会	日野郡日南町生山397-1 子育て支援センター内	0859-82-6038
日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂1560-1	0859-74-0338
江府町社会福祉協議会	日野郡江府町江尾2069 地域支え愛センター内	0859-75-2942

あなたの町の民生委員、または市町村社会福祉協議会へ
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部 生活福祉資金室

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野1729-5 TEL 0857-59-6333(直通、平日9:00-17:00)

緊急小口資金のご案内

「緊急小口資金」は、やむを得ない事情により、緊急かつ一時的に生活困窮状態に陥った世帯の自立を支援するための貸付制度です。

貸付対象となる世帯

- 低所得世帯であること
 - ・前年度所得の1/12が生活保護費の2倍額未満の世帯である。
(高齢者世帯、障がい者世帯は前年度所得の1/12が生活保護費の3倍額未満)
- 緊急かつ一時的な生活困窮であること。
 - ・既に手持ち資金等が僅かであり、次の収入(給与、年金等)が入るまでの生活費に不足する状況である。
 - ・次の収入以降は、安定した生活を送れることが見込まれ、償還も可能である。
- 生活困窮に陥った事情が、やむを得ないものであること。
 - ・生活困難となった理由が、定められた「貸付対象理由」に該当するものである。

下記の世帯はご利用いただけません

- 生活保護世帯(※生活保護申請中(初回の生活保護費までのつなぎ)を除く)
- 収入がないか又は少ないために恒常的に生活全般に困窮している世帯
- 現在、緊急小口資金を借受中の世帯(他県での借り入れを含む)
- 現在、生活福祉資金の他の資金種別を借受中で、滞納がある世帯(他県での借り入れを含む)
- 過去に生活福祉資金を借受し、免除を受けたことがある世帯(他県での借り入れを含む、ただし新型コロナ特例貸付を除く)
- 債務整理の予定がある、又は債務整理中の世帯
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯
- 過去に社会福祉協議会(市町村社会福祉協議会を含む)・行政機関等が実施する事業等の相談過程において、著しく不誠実な対応があったと認められる世帯

<生活福祉資金貸付制度とは>

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定や経済的自立を図ることを目的とする第一種社会福祉事業です。

<世帯単位の貸付>

生活福祉資金制度は、世帯を対象とした貸付制度です。個人貸付ではありません。本制度を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。

- 本制度では、生計を同一にしている全員を一つの「世帯」としています。(住民票上の世帯とは異なります。)
- 電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合等、明確に生計が分かれている場合を除き、同じ住居で生活をしている方は同一世帯とみなします。
※なお、住民票の現住所と実際生活している居住地が一致していることを原則とします。特別な事情があっても一致していない場合はご相談ください。

貸付条件等

- 貸付限度額 **100,000 円以内の必要額** (1,000 円単位)
※本資金を債務の返済に充てることはできません。
- 貸付利子 **無利子**
※最終償還期限経過後は、残元金に対して年 3% の延滞利子が発生します。
- 据置期間 **2 ヶ月以内**
- 償還期間 **12 ヶ月以内**
- 連帯保証人 **不要**
※申請者の状況等によっては、連帯借受人が必要となる場合があります。

貸付対象理由

- ・一時的に生活費に困窮した理由が下記の「貸付対象理由」に該当する場合に貸付対象となります。
※事実を確認することができる書類が必要です。
- ・臨時の出費、一時的な減収等により不足した生活費を貸し付ける制度です。直接支払いに充てることはできません。(公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるときを除く)

貸付対象理由	必要書類
医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき	医療費又は介護費を支払った際の領収書
火災等の被災によって生活費が必要なとき	(行政が発行する) 罹災証明書
年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費	年金、保険、公的給付等の支給開始日、支給額等が確認できる書類
休業等による収入減	休業…休業証明書 (休業期間や、休業期間中の補償等が確認できるもの)
滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金を支払ったことによる支出増	滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金を支払った際の領収書
法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき	支援を受けるための用具・教材等を購入した際の領収書
給与等の盗難によって生活費が必要なとき	盗難届
公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ※滞納料金を早急に支払わなければ、ライフラインが止まるおそれがある場合に対象。 (既に止まっている場合も対象)	請求書
その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき	臨時の出費等…領収書 一時的な減収…減収に至った理由が証明できるもの、及び減収額が分かるもの

生活困窮者自立支援制度と連携して支援を行います

- ・緊急小口資金の借入を希望される方は、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が原則として要件となります。
- ・生活困窮者自立支援制度では、経済的に困窮の方に対し、一人ひとりの抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。各市町村の自立相談支援機関が窓口になります。

本制度は貸付制度です。給付制度ではありません。

- ・貸付制度であり、借り入れた貸付金については償還(ご返済)いただく必要があります。
- ・貸付によって現在の経済的な困りごとが解決でき、以降の生計維持および償還の見通しが立つ場合に貸付を行います。償還能力が見込まれない場合、貸付することはできません。

相談支援を前提とした貸付制度です。

- ・本制度の目的は貸付そのものではなく、世帯の自立更生と安定した生活の維持を図ることです。
- ・貸付の相談から返済を完了するまで、安定した生活が維持できるよう相談支援を行います。相談支援は社会福祉協議会職員が行います。相談支援を受けながら、自立更生に向けて取り組む意思がない方にはお貸しできません。

◎必要かつ適切な支援をしていくためには、世帯の生活状況やお困りの実情を正確にお話いただくことが大切です。本制度をご利用いただくには、世帯の皆様と社会福祉協議会との間で信頼関係を持てることが前提となります。

個人ではなく「世帯の自立」を支援する制度です。

- ・世帯を支援するためには世帯全体の状況を把握させていただくことが必要です。
- ・世帯員の皆様の就労・就学・疾病、収入や家計の支出、負債の状況等をお聞きし、必要に応じて書類等による確認を行います。

世帯に負債(債務)がある場合は、ご事情をおうかがいした上で、当初の借入総額や現在の残額、月々の返済状況について、書類や通帳等により確認させていただきます。

※負債には、金融機関やカード会社等からの借入(リボ払いを含む)、自治体や公的機関からの借入、光熱水費や税金、健康保険料等の滞納、友人・知人・親族からの借入等を含みます。

貸付が支援になると判断される場合に対象とします。

- ・償還は世帯にとっての負担を伴います。過剰な貸付はその分償還額も多くなり、世帯の自立更生に向けて大きな負担となります。
- ・そのため、貸付を受けなければならいほどの必要性があり、かつ貸付を受ける以外の手段が無い場合に貸付の対象となります。給付制度の利用や分割払い等、貸付以外の方法がある場合には、そちらを優先していただきます。
- ・また償還負担の方が大きく、貸付が適切な支援にならないと判断された場合には貸付できません。

虚偽の申請や不正な手段により資金を借った場合、または貸付金を利用目的以外に使用した場合は、貸付金を即時に一括返済していただきます。

審査の結果により貸付できない場合もあります。不承認となった場合、その理由は開示いたしません。